

## 教養教育の実施に係る申合せ

(令和3年11月15日教務委員会決定)

この申合せは、教養教育における教育の質保証を目的として、教養教育の実施に係る必要な事項を定めるものとする。

### 1 カリキュラムの編成に関する事項

- (1) カリキュラムの編成に関しては、教養教育実施専門部会が所管し、科目区分毎に各科目別小委員会に委託する。なお、教養ゼミナール科及びキャリア教育科目に関しては、教養教育実施専門部会が行う。
- (2) 次年度の時間割に関しては、7月末までに教養教育事務室で原案を作成し、8月の教養教育実施専門部会において確認し、各科目小委員会に開講時期、校時、担当者等の調整を委託する。
- (3) 各科目別小委員会は、原案を基に、開講時期・校時、担当者等を調整し、適宜教養教育事務室へ報告する。
- (4) 各科目別小委員会が調整した最終案を、11月の教養教育実施専門部会及び教務委員会において審議する。

### 2 授業計画（シラバス）の確認に関する事項

- (1) 授業計画（シラバス）の確認に関しては、教養教育実施専門部会が所管し、科目区分毎に各科目別小委員会に委託する。なお、教養ゼミナール科目及びキャリア教育科目に関しては教養教育実施専門部会が行う。
- (2) 各科目別小委員会は、各授業科目のシラバスが適切か確認する。
- (3) 各科目別小委員会は、前項に規定する確認の結果、不適切なシラバスがある場合は、教養教育事務室を通じて、授業担当教員に通知する。
- (4) 前項の通知を受けた授業担当教員は、当該シラバスを修正の上、教養教育事務室を通じて、各科目別小委員会に報告する。
- (5) 各科目別小委員会は、修正されたシラバスを確認し、必要に応じて改善するよう指導する。
- (6) 各科目別小委員会においてシラバスの確認が完了した場合は、教養教育実施専門部会において報告する。

### 3 授業実施方法の確認に関する事項

- (1) 授業実施方法の確認に関しては、教養教育実施専門部会が所管し、科目区分毎に各科目別小委員会に委託する。なお、教養ゼミナール科目及びキャリア教育科目に関しては教養教育実施専門部会が行う。
- (2) 各科目別小委員会は、シラバスの記載内容及び教育開発推進機構大学教育イノベー

ションセンターが実施する受講ふり返りの結果を踏まえ、各授業科目の実施方法等を確認する。

- (3) 各科目別小委員会は、前項に規定する確認の結果、適切に実施されていない授業科目がある場合は、教養教育事務室を通じて、授業担当教員に通知する。
- (4) 前項の通知を受けた授業担当教員は、教養教育事務室を通じて、改善内容を各科目別小委員会に報告する。
- (5) 各科目別小委員会は、前項の報告を確認し、必要に応じて改善するよう指導する。
- (6) 各科目別小委員会において授業実施方法の確認が完了した場合は、教養教育実施専門部会において報告する。

#### 4 成績分布の確認に関する事項

- (1) 成績分布の妥当性の確認に関しては、教養教育実施専門部会が所管し、科目区分毎に各科目別小委員会に委託する。なお、教養ゼミナール科目及びキャリア教育科目に関しては教養教育実施専門部会が行う。
- (2) 科目別小委員会は、担当する授業科目の成績分布の妥当性を確認の上、問題がある場合は改善を行う。
- (3) 前項に規定する確認及び改善が完了した場合は、教養教育事務室に報告する。
- (4) 各科目別小委員会における年度ごとの報告が完了した場合は、教養教育実施専門部会において確認・対応する。

#### 5 教養教育の定期試験時における監督補助者に関する事項

- (1) 監督補助者を必要とする授業担当教員は、原則として各自の責任において監督補助者を確保するものとする。
- (2) 監督補助者を確保できない授業担当教員は、「試験実施方法等調査」提出の際にその旨を教養教育実施専門部会長に回答する。
- (3) 教養教育実施専門部会長は、監督補助者を確保できない授業科目について、監督補助者を選任し、依頼する。
- (4) 教養教育実施専門部会長は、監督補助者に対して、試験監督の詳細を通知する。

#### 6 新入生に関する事項

##### I オリエンテーションの実施に関する事項

- (1) 教養教育オリエンテーションは、新入生が教養教育と専門教育の相違点を理解しやすくするために、学部オリエンテーションと区分して別日程で行うことを原則とする。
- (2) 教養教育オリエンテーションは、教養教育実施専門部会が行う。
- (3) 教養教育オリエンテーションは、教養教育講義棟で行うことを原則とする。

##### II 初習外国語の決定方法に関する事項

- (1) 新入生（多文化社会学部（オランダ特別コースを除く。）、環境科学部及び水産学部）

の初習外国語の履修科目の決定は、教養教育オリエンテーション時に行う。

- (2) 受入可能人数を超過する初習外国語の科目については、選抜試験等により必要な調整を行うことがある。この場合において、選抜試験等の必要な調整は、教養教育実施専門部会の協力を得て関係教員が行う。

### Ⅲ 既修得単位の認定に関する事項

- (1) 教養教育授業科目の既修得単位の認定は、入学前に他大学等で履修し単位を修得した授業科目等で、当該年度に開講している教養教育の授業科目に対応するものについて認定する。
- (2) 新入生に対する既修得単位の申請説明会は、教養教育に関するオリエンテーション終了後に教養教育実施専門部会の責任において実施する。
- (3) 既修得単位の認定の申請は、教養教育事務室において申請書類等を取りまとめ、当該申請科目を担当する授業担当教員の審査結果に基づき、教養教育実施専門部会長が認定する。
- (4) 教養教育実施専門部会長は、申請者に単位認定書を交付するとともに、所属の学部長に認定結果を通知する。

### 7 科目等履修生に関する事項

- (1) 教養教育に係る科目等履修生の受入審査は、教養教育実施専門部会が行う。
  - (2) 教養教育に係る科目等履修生に関する事務は、教養教育事務室で行う。
- なお、各学期の申請期間は以下のとおりとする。

前期（1Q及び2Q）：3月15日

後期（3Q及び4Q）：9月15日

### 8 教養教育科目の履修相談に関する事項

- (1) 教養教育科目の履修に関する相談は、教養教育実施専門部会が所管し、教養教育事務室を窓口として同室事務職員が対応する。
- (2) 前号に規定する履修相談において疑義が生じた場合は、教養教育実施専門部会長と共に対応する。

#### 附 則

- 1 この申合せは、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在本学に在学している者及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の教養教育の実施に係る申合せ第6のⅢの規定にかかわらず、なお従前の例による。